

# 低入札価格調査手続きについて

(令和2年4月1日以降公告分から適用)

この手続きは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項および第167条の10の2第2項の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内で評価値の最も高い者（以下「最高評価値入札者」という。）の当該入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最高評価値入札者の価格をもって入札した者を落札者とすることができる場合において、以下のとおり低入札価格調査を実施する。

## 1. 適用する工事の種類等

高島市建設工事に係る総合評価方式実施要領（以下「要領」という。）第3条に規定する工事

## 2. 調査基準価格の設定

予定価格の決定者は、調査基準価格を設定します。

## 3. 入札参加者に対する周知

(1) 公告、入札説明書および入札通知書において、次の①から⑤までの事項を記載します。

- ① 落札者の決定に当たっては、低入札価格調査制度を適用すること。
- ② 調査基準価格を設定し、この価格を下回る価格の入札が行われたときは、落札者の決定を保留し、入札者全員に対し、後日結果の通知を行うこと。
- ③ 調査基準価格を下回る入札を行った者は、予定価格の制限の範囲内で要領第10条の規定により算出した評価値の最も高い者（以下「最高評価値入札者」という。）であっても落札者とはならない場合があること。
- ④ 調査基準価格を下回る入札を行った者は、事情聴取および資料の提出に協力しなければならないこと。
- ⑤ 低入札価格調査制度を経て契約を締結した工事には、契約の締結や履行に対して条件を付すること。

(2) 入札執行者は、入札執行前に、(1)の内容について周知し、入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、落札者の決定を保留する旨を宣言して、入札を終了する。

## 4. 調査の実施

(1) 第1段階調査

入札を終了した後、調査基準価格を下回った最高評価値入札者に対して、以下の事項について調査を行います。

- ① 適正な見積りに基づく公正な価格競争の結果であること。
- ② 設計図書に計上した数量を満足していること。
- ③ 使用材料・製品は、設計仕様に適合した品質・規格であること。
- ④ 労務費は、滋賀県の最低賃金を下回っていないこと。

- ⑤ 建設廃棄物について、適正な処理費用が計上されていること。
- ⑥ 積算額が市の判断基準をすべて満たしていること。

## (2) 第2段階調査

第1段階調査の結果、なお判断しがたい場合は、さらに次の事項について調査を行います。

- ① 手持ち工事の状況
- ② 手持ち資材の状況
- ③ 資材購入予定先および入札者との関係
- ④ 手持ち機械数の状況
- ⑤ 労働者の供給見通し
- ⑥ 過去における同種の公共工事の契約実績
- ⑦ 過去において市と契約した工事の成績
- ⑧ 経営状況
- ⑨ その他契約担当者が必要と認める事項

最高評価値入札者に対し、上記の事項について調査を行うため、各種資料の提出を求め、記載内容その他について確認するため、必要に応じ当該入札者に対して聞き取りを行います。

必要と認めるときは、最高評価値入札者に対する低入札価格調査と並行して、次順位評価値入札者に対し同調査を行うことがあります。

## 5. 調査の結果適合した履行がなされると認められる場合の対応

調査の結果、最高評価値入札者の入札価格により契約内容に適合した履行がなされると認めた場合は、直ちに、当該入札者に落札した旨を高島市建設工事等入札執行規程（以下「規程」という。）様式第4号により通知するとともに、他の入札者に対し規程様式第5号（その1）によりその旨通知します。

## 6. 調査の結果適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の対応

調査の結果、最高評価値入札者の入札価格により契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めた場合は、当該最高評価値入札者に対し、規程様式第5号（その2）によりその旨を通知するとともに、落札者および他の入札者に対し「5. 調査の結果適合した履行がなされると認める場合の対応」に記載する書式により通知します。

## 7. 入札結果の公表

入札結果調書において調査基準価格を公開し、低入札価格調査を実施した当該入札金額の横に「低入札価格調査実施」と表示し、落札した場合には「落札」の表示を行い、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると判断し失格とした場合には、「失格」の表示を行います。

## 【低入札価格調査制度の留意事項】

### (1) 低入札価格調査基準

イメージ図③ラインの低入札価格調査基準の算定式

設計価格の直接工事費 97% + 共通仮設費 90% + 現場管理費 × 90%  
+ 一般管理費 68%

(ただし、予定価格算出の基礎となった額の 92% を上限とします。)

### (2) 低入札数値的判断基準

イメージ図④ラインの数値的判断基準の算定式

予定価格算出の基礎となった額の 75%

(当該基準を下回る入札は開札時に無効となります。)

#### 低入札価格調査のイメージ図

① 設計価格

② 入札予定価格

#### 落札決定ゾーン

③ 低入札価格調査基準

直接工事費 97% + 共通仮設費 90% + 現場管理費 90% + 一般管理費 68%

(ただし、予定価格算出の基礎となった額の 92% を上限とします。)

#### 低入札調査ゾーン

④ 数値的判断基準 予定価格算出の基礎となった額の 75%

#### 失格ゾーン

(3) 低入札価格調査の結果、落札決定となった場合は、次の条件が付加されます。

- ① 契約保証金は、契約金額の 100 分の 30 以上の額とする。
- ② 配置予定技術者とは別に同等の要件を満たす技術者を専任で配置する。
- ③ 工事の適正な執行に努める旨の確約書を提出する。